

写真の公衆送信の基本を考える

久保田 裕 (ACCS 専務理事)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 流行で政府から緊急事態宣言が発令され、在宅勤務によるリモートワークやソーシャルディスタンスとして「3密」を避ける動きが進んでいます。これらの状況によって私たち写真家の活動様式にも影響が出てきました。写真の公表場所が写真展や雑誌などの印刷媒体からインターネット上への移行に拍車をかけています。そこで今回は、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) 専務理事の久保田裕氏に財産権としての著作権法第 23 条 (公衆送信権等) を解説していただきました。(著作権委員会)

●写真の複製と公衆送信

写真家が持つ最も重要な権利である著作権において、誰もが複製権 (著作権法第 21 条) については理解していると思う。複製権で保護される「複製」(同法第 2 条 1 項 15 号) とは、著作物を有形的に再生することで、簡単に説明すると「コピー」のことだ。フィルムのプリントも複製に当たる。プリントからさらにコピーすることも、もちろん複製だ。複製 (コピー) の形態は、コピー機を使うことはもちろん、プリントされた写真をさらに写真で撮影することも、スキャナーで取り込むことも、デジタルカメラの写真データをコピーすることも該当する。雑誌やパンフレットに掲載されることも複製だ。

重要なことは、こうした複製は、著作権者だけに許された行為だということだ。通常、写真の著作権者は撮影した本人だから、撮影者だけが、その写真を複製する権利を持っている。もし、第三者が勝手に複製したら、それは原則として違法行為になる。第三者が複製したい場合は、著作権者の許諾を得るか、著作権の譲渡を受けなければならない。これが著作権法の神髄と言ってもいい。

以上は複製権のことだが、著作権法には、ほかにも著作権者の権利が明確に定められている。その一つが、公衆送信権 (同法第 23 条) だ。

「公衆送信」については同法 2 条 1 項 7 号の 2 に定義されているが、写真に関して簡単に言えば、写真をインターネットで公開したり、テレビ番組で放送する行為が該当する。なお、インターネットで公開する場合は、アップロードした時点で保護の対象になる。

公衆送信権も複製権と同様、公衆送信することは著作権者だけに許された行為である。もし第三者が勝手にアップロードしたら違法行為に当たる。著作権者が自らアップロードした写真を、第三者が勝手に別の Web サイトなどにアップロードすることは、著作権者が持つ公衆送信権を侵害することになり、違法である。もし第三者が、他人の写真をアップロードしたければ、その写真の

著作権者の許諾を得なければならない。

20 年前までであれば、写真の著作権は、複製権だけを理解しておけばよかったが、インターネットが普及した現在において、公衆送信権についての理解は欠かせない。複製権については、これまでも旅行代理店のパンフレットに勝手に写真が使われる事件などがあり、これはいわばプロ同士のトラブルだが、公衆送信権については、スマートフォンや PC で誰もが容易に写真をインターネットにアップロードできてしまうことから、加害者は一般人に広がり、トラブルが拡大している状況だ。

●インターネットに写真を公表する上での注意

インターネットにアップロードして公表した写真は、著作権法で守られている。他人が勝手にその写真をダウンロードしたりプリントすることは、それが個人的な範囲であれば複製権の侵害とはならず例外的に認められている (同法第 30 条) が、別の Web サイトなどに勝手にアップロードすれば公衆送信権の侵害になるし、元のダウンロードも複製権侵害になる。著作権者としての対抗方法もあるが、現実的に著作権侵害されると、気分は悪いし、法的措置には時間も費用も掛かる。では、どうするべきか。

まず、自己の所有物に名前を書くように、予防措置として自らの権利を明らかにしておくことは必要だろう。写真データに著作権情報を埋め込んだり、著作権表示を明記しておくことが一般的だ。著作権表示は、© で示す。© マークと最初の公表年、それに著作権者の名前を列記するのが一般的だ。もちろん、© 表示がなくても法的保護は受けられるし、一方で、公表の際に写真に氏名やペンネームを著作者 (著作物を創作した人) として表記すると著作者として推定される (同法第 14 条)。

デジタルでの流通を予定しているなら、ウォーターマーク (電子透かし) やブロックチェーン技術の活用なども考えられるが、インターネットで普通に公開した写真は、キャプチャすればデジタルで簡単にコピーすること

ができてしまう。勝手にコピーされても利用価値が低いように取えてサイズを小さくしてアップロードする方法もあるかも知れないが、作品の発表という本来の目的からも遠ざかってしまうのが悩みどころだろう。

●無断使用された場合の対処

自らの写真が無断複製されたりインターネットへ無断アップロードされたりした場合、著作権者である写真家は、無断複製者に対し、複製行為の停止や複製物の廃棄、インターネットでの公開の停止などを求める差止請求(同法第112条)が行える。また、損害賠償請求や不当利得返還請求をすることもできる。

もちろん、その侵害内容次第では、公開停止の連絡をするだけで終わらせる場合があるかも知れない。一方、侵害の程度によっては、金銭的な賠償を求める必要もあるだろう。不安があれば、弁護士に相談したほうが安心だ。また、インターネットでの被害の場合、相手が誰か分からない場合もあり、その場合、プロバイダ責任制限法に基づく送信防止措置や発信者情報開示手続を行うことが必要だ。

こうした民事的な対応だけでなく、警察に告訴して刑事罰を求めることもできる。ただし、刑事罰が科せられるには故意で行った場合に限るため、著作権侵害をもたらすとは気づかなかった場合には該当しない。また、告訴には期間制限(犯人を知った日から6か月以内)がある点に注意したい。告訴は口頭でも可能だが、一般的には告訴状の提出を持って行うことが多い。なお、著作権侵害の法定刑は10年以下の懲役または1000万円以下の罰金またはその両方だ。

●写真を改変されたら？

写真の無断アップロードの場合、写真をそのまま使われる場合だけでなく、加工・改変されてしまうことも多いだろう。この場合、公衆送信権侵害だけでなく、意に反する改変から著作物を守る「同一性保持権」(同法第20条)という権利の侵害にも当たる。この同一性保持権は、著作者に与えられる権利(著作者人格権)の一つであり、自らの写真の著作権を契約で他者に譲渡した場合にも著作者のもとに残る(正確には他者に譲渡できない)ため、著作権譲渡後も同一性保持権侵害を理由として差止請求等を行うことができるのだ。

また、写真を剽窃し、自分が著作者であると著者の名義を偽って発表する者に対しては、やはり著作者人格権のひとつである「氏名表示権」(同法第19条)の侵害に当たるため、同様の対応ができるほか、謝罪広告の掲載など、名誉・声望を回復するための措置を請求することもできる(同法第115条)。もちろん著作者人格権侵害も刑事罰が科せられる。法定刑は5年以下の懲役または500万円以下の罰金またはその両方だ。

●SNS との付き合い方

昨今はWebサイトやブログだけでなく、Facebookやツイッター、InstagramなどSNSで公表する場合も多いだろう。Facebookやツイッターでは、シェアやリツイートという機能によって、本来の自分の友だちやフォロワーを超えて拡散する可能性がある。瞬間に何千、何万回とリツイートされ数百万人の目に触れることも珍しくはない。当然、好評価ゆえに拡散するのだが、拡散すればするほど必ずマイナス評価のコメントを容赦なく返してくる者が現れる。このことを覚悟して、拡散したことを喜ぶ気持ちがなければ、SNSの活用は難しいかもしれない。

拡散した写真が盗用されることもよくある。SNSに限らずWebサイトやブログでも同様だが、匿名の場合も多い。盗用した側は、匿名だからと削除を要請しても応じないかもしれない。ツイッターであれば、ツイッター社に盗用である旨を申告して削除してもらう方法もあるが、上記したプロバイダ責任制限法に則って、発信者情報開示請求を行うことが必要な場合もあるだろう。昨今では発信者情報開示請求の件数も増えノウハウが蓄積されているので、請求する場合にはこの分野に詳しい弁護士に相談するのがよい。

新興のSNSによっては、利用規約に、投稿した写真などの著作権はSNS側に譲渡されると書かれている場合がある。写真家の法的な権利の源泉は著作権なので、これを譲渡してしまっただけではいけない。自分の権利の扱いがどうなっているか、SNSやほかのインターネットサービスを利用するときは、利用規約を精読して確認しておくことをお勧めする。

●おわりに

著作権は、写真家にとっては生命線である。自らの権利を守るため、また、うっかり他者の著作権を侵害しないためにも、写真に関わる方には、基礎的な知識を身につけて欲しい。ACCSでは、設立以来「法」「電子技術」「教育」の三つの観点から管理のしにくいデジタル情報の保護活用を推進してきた。写真家の皆様とも協働して行きたいと思うので、ぜひ連絡してください。

久保田 裕(くぼた ゆたか)



一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)専務理事。山口大学特命教授。公益社団法人著作権情報センター理事。特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会 理事。文化庁文化審議会著作権分科会 臨時委員。同基本政策小委員会・国際小委員会 専門委員。(株)サーティファイ著作権検定委員会 委員長。